

「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」に
関するQ & A

平成22年11月

農林水産省農林水産技術会議事務局

目 次

Q1. コンソーシアムと農林水産省との委託契約を締結した場合、委託事業は、コンソーシアムが行うこととなるのか。	1
Q2. 新契約方式の利点はどのような点でしょうか。	1
Q3. 国とコンソーシアムとの委託契約書と、従前の委託契約書との違いはあるのでしょうか。	2
Q4. コンソーシアムの設立要件は何か。団体としての登記、出資等は必要となるのか。	3
Q5. 新規課題の応募に当たっては、コンソーシアムの代表機関が e-Rad の ID を取得して、応募するのででしょうか。	4
Q6. コンソーシアムを設立した場合は、法人登記は必要となるのか。	4
Q7. コンソーシアムを設立する場合、出資を必要とするのか。	4
Q8. 独立行政法人はその根拠法で、国立大学法人は国立大学法人法において業務の範囲がそれぞれ規定されているが、民法上の組合契約を行う上で、労務提供とはいえ、出資を行うことは可能か。	6
Q9. 法人格を持たないコンソーシアムが、農林水産省と契約を締結することは可能なのか。	7
Q10. コンソーシアムの代表機関として農林水産省と契約する際、契約当事者の名称は、どのように記載することとなるのか。	7
Q11. コンソーシアムを設置し運営することは、新規に会社を設立し運営することと同様の時間を必要とするのではないか。また、本研究を円滑に進展させるためには、関係機関における組織体制・運営・各種規則を把握しながら、新たにコンソーシアム設立のための組織体制・運営・各種規則の整備を必要とすることから、その整備に膨大な時間を費やすこととならないか。	7
Q12. コンソーシアムの規約のひな形によれば、構成員は独法、大学、都道府県等の機関となっているが、構成員の代表者は、機関の長でなければならないか。(コンソーシアムの総会運営にあたって、各機関の長を出席させることは実質上不可能と考えられるため。)	8
Q13. コンソーシアムとして約款は必要か。	8
Q14. 新方式では委託事業ごとにコンソーシアムを設置するため、各コンソーシアムごとに諸規程が異なる可能性があり、事務的に対応ができない。	9
Q15. 代表機関になった場合、コンソーシアムを運営することで委託事業にとって無駄な経費が生じるのではないか。	9
Q16. コンソーシアムの業務を行うことは、兼業に当たるのではないか。	10

- Q17. 資金管理口座の開設、資金管理、資金の流れの一例を教えてください。．．．．． 1 1
- Q18. 再委託契約ではなく、グループ構成員（各研究機関）相互の内部取引扱いにするとのことですが、内部取引とはどのような手続きのことでしょうか。たとえば、中核研究機関に会計処理全般を集中させる集中方式ということでしょうか。それとも、各構成員に研究費を配分し、会計処理させる分散方式ということでしょうか。．．．．． 1 2
- Q19. 経理関係の事務処理を一括してコンソーシアムの代表機関が行うこととした場合、事務負担が大きいほか、事業を実施する者が別組織にいる場合や、物品が分散している場合など、会計検査への対応にも苦慮すると考えられる。．．．．． 1 2
- Q20. 従来、再委託契約に基づいて中核機関から再委託先にお金を振り込んでいましたが、コンソーシアムとの契約方式では、コンソーシアムの構成員ということを根拠にコンソーシアムからお金をいただくことになると思います。
 経理上は、県の方からコンソーシアムの代表機関宛に納入通知書により振り込んでもらう形になると思いますが、何を根拠に請求できるかということが、問題となります。
 コンソーシアムの規約と国-代表機関との契約書をもって、県から代表機関に対して請求が可能なのでしょうか。．．．．． 1 3
- Q21. 『コンソーシアムから県の口座への送金』となるとどの契約書に基づく委託費か判別がつかない、という理由から、県から契約書もしくは協定書に基づく金額を、『請求』という形で、県での見分けのつきやすい『納入通知書』をコンソーシアムに送ることにより委託費を頂くことは可能か。．．．．． 1 4
- Q22. 現在は、県の会計規則に基づき、「伺い→決裁→注文→納品、検査→支払い」が行われています。新しい方式の場合、こういった流れはどうなる（どこが、どう担当するのか？）のでしょうか。
 現在の県の方式では証拠書類が県に残りますが、代表機関である法人等に事務を一元化する場合、県には何も証拠書類が残らないこととなりますので、少し不安になることと、かえってお金の流れが不明確になるのでは？という心配があります。また、間違いが起りやすいのではないかと考えます。．．．．． 1 4
- Q23. 本学事務で責任を持って事務を行う場合、本学の会計規程等に基づいて執行していくこととなりますが、本学が所有する資金の発注権限は他機関の研究者に対して与えることはできません。本学が窓口になって発注することとなった場合、事務量は一段と増加するのでその点も考慮のうえ、本経費の要綱等の整備や間接経費の措置をお願いします。．．．．． 1 4
- Q24. 総合科学技術会議において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日付け）の共通的な指針が示され、本学においても「競争的資金等の不正使用防止等に関する規程」等を策定しているが、本件についても同規程に準拠したものを策定することになるかと存じますが、経理事務を行うためには、不慮の事態を想定し、各々の機関に会計責任者（検査職員）を置く等の措置を講じる必要があり、会計事務職員が全ての関係機関の検収行為を行うことは不可能です。．．．．． 1 5
- Q25. 経費処理については、委託事業事務処理マニュアルに基づき執行することとなると思うが、各機関の会計規程等で対応することはできないか。．．．．． 1 5

- Q26. ○○研究開発コンソーシアム規約ひな形には「コンソーシアムの事務に要する経費は、○
○事業に係る委託費（構成員からの負担金）をもって充てる。」とあるが、委託費から支出で
きる根拠は何か。また、委託費のどの経費から支出することになるのか。設立総会の経費も対
象となるのか。・・ 1 6
- Q27. 各機関の間接経費の取扱いは、従来と変わるのでしょうか。コンソーシアムの間接経費に関
して、構成員からの持ち出しはあるのでしょうか。間接経費の構成員個々の実績報告は、どう
なるのでしょうか。・・ 1 6
- Q28. 契約書が一本のため、委託事業に係る経費執行については、総枠でしか縛られないと思いま
すが、各構成員の研究費の執行管理はコンソーシアムの規約に従って行うのでしょうか。 1 6
- Q29. ○○研究開発コンソーシアム会計処理規程ひな形において、コンソーシアムとしての出納責
任者や経理責任者を置くこととしているが、支出の妥当性の判断は、それぞれの構成員の組織
的な判断によることが合理的であり、「アテ職」的な責任者では、事実確認も困難が予想され、
目が行き届かないことによる不適切な支出を招くことにもなりかねない。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- Q30. コンソーシアムの活動にあたっては、コンソーシアムの中核機関が中心となって業務を遂行
することを想定されていると思いますが、コンソーシアムの中では、中核機関も共同研究機関
も構成員であり、コンソーシアムの規約、規程のひな形で規定されている、代表機関、事務処
理責任者、口座の管理などについて、一構成員である研究機関が担当することは問題ないか。 1 7
- Q31. 備品の継続使用については、従来どおりの手続きが可能ないようにしていただきたい。 1 8
- Q32. コンソーシアムは、契約書の規定からすると、少なくとも契約期間終了後5年間は存続して
いなければならないこととなるが、通常、設置の目的は契約期間終了とともに達成されるべき
ことから、その時点でコンソーシアムが解散し、実体が伴わないこととなり物品管理が適切に
行われなことが懸念されるが、どのように対応すべきか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- Q33. コンソーシアムは課税対象となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- Q34. コンソーシアムに法人住民税は課税されないのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- Q35. 事業計画書にコンソーシアムを構成する構成員のそれぞれの事業内容を明記しても、契約全
体の責任はコンソーシアムにあり、構成員の一がその担当する事業内容を適切に履行しなかつ
た場合、その責任をコンソーシアムとして取らなければならない、他の構成員が不合理なリスク
を負うことになり、場合によっては、問題が生じたときに、コンソーシアムの解散や構成員の
脱退という事態も懸念され、責任の所在が不明確となるおそれがあると思われる。・・・・・・ 1 9
- Q36. コンソーシアムの構成員が契約上の事故を起こした場合に、コンソーシアムの代表機関が責
任を全て負わされる危険性はないか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- Q37. コンソーシアムの代表機関の職員や従業員以外の研究者（今までは再委託先に所属する研究
者）が不正経理をした際に、コンソーシアム事務が存在する代表機関に対して経費返還の請求
があると思うのですが、代表機関は誰に対してその経費の請求をすべきなのでしょうか。 2 0

Q38. 私たち経理事務職員がすべきことは、研究者の経理事務の負担を軽減し、研究に専念していただくことと、不正経理が発生し、研究者の研究生命が絶たれることの無いように導いていくことだと思っております。代表機関としては、他の構成員の研究者に対しても経理的指導を行うものと思われませんが、限界がありますので、不正経理等がおきやすいのではないかと危惧しております。

また、他の構成員に対する会計実地検査の際の対応についても危惧しております。・・・・・・ 20

Q39. 研究開発期間中、あるいは、終了後、知的財産権を含めて法的な問題が生じた場合、コンソーシアムが責任を負うこととなるのか。・・・・・・ 21

Q 1. コンソーシアムと農林水産省との委託契約を締結した場合、委託事業は、コンソーシアムが行うこととなるのか。

A 1. コンソーシアムは、委託事業を実施する研究機関で構成された研究グループが、農林水産省と契約を締結するために設立していただくためのものですが、委託事業の目的達成に当たっては、コンソーシアムを構成する研究機関（以下「構成員」という。）が、それぞれの技術、科学的知見等を活かすため自主性を尊重しつつ共同研究を実施していただくこととしています。

また、コンソーシアム自体は、法人格を持つことなく、その権利義務は構成員に帰属します。

従いまして、コンソーシアムとして委託事業を実施していただくのではなく、構成員である研究機関が、自らの業務の範囲の中で行っていただくこととなります。

なお、構成員が実施する事業については、コンソーシアムの代表機関と農林水産省とが締結する委託契約書（以下「委託契約書」という。）において、「構成員の事業計画」を示し、それぞれ構成員の役割分担を明確にしているところです。

Q 2. 新契約方式の利点はどのような点でしょうか。

A 2. 次のような利点があると考えています。

- ① 研究グループの中核機関が共同研究機関と再委託契約を締結する必要がないため、2年目以降の事務軽減が図られる。
- ② コンソーシアムの代表機関と農林水産省とが契約締結することによって、コンソーシアムを構成する全ての研究機関が同時に委託事業に着手することが可能となる。

（従前の契約方式では、研究グループの中核機関と農林水産省との契約締結後、中核機関と共同研究機関が再委託契約を締結していたため、共同研究機関の委託事業への着手が遅くなることが多かった。）

- ③ コンソーシアムの規約、あるいは、協定書において事業の目的、研究推進のガバナンスが明記されることにより、（研究グループでありながら中核機関と共同研究機関とが1対1の再委託契約を締結する場合と比べて）他の構成員と共同で事業を実施していることをより意識することとなるため、コンソーシアムとしての事業遂行の一体性が高まる。
- ④ 委託契約書においてコンソーシアムを構成する全研究機関の研究計画を明記しているため、コンソーシアムを構成する全ての研究機関において、事業全体を俯瞰することができる。

(従前の方式では、中核機関と農林水産省との委託契約書に再委託先の研究計画のみを記載。その後、中核機関と再委託先との間で個別に委託契約することになってきたため、再委託先では、契約書上では事業全体を俯瞰することができなかった。)

- ⑤ コンソーシアムとして財産管理台帳を保有することから、コンソーシアム内で取得した資産・備品の共同利用が図られる可能性が高まる。(経費の効率的執行を図ることができる。)

Q 3. 国とコンソーシアムとの委託契約書と、従前の委託契約書との違いはあるのでしょうか。

A 3. 基本的には従前の契約方式と同様の規定です。なお、委託契約書中の「乙」は、構成員である研究機関の集合体としてのコンソーシアムですが、コンソーシアムは、権利、義務を持ち得ないことから、構成員である研究機関について規定しているものとお考えください。

農林水産省との手続きについては、代表機関に構成員を代表して行っていただきます。

従前の契約方式の委託契約書と新しい契約方式の委託契約書の違いをまとめると、以下のとおりです。

(1) 委託契約書本文

①再委託の禁止(第5条関係)

従前の契約方式では、共同研究機関との再委託契約を行っていましたが、当該再委託契約が必要なくなることから禁止としました。

なお、農家への栽培委託、試料の単なる分析(一定の分析手法であって、価格が定められている分析業務)などは、実態を考慮し、請負契約に伴う対価、謝金などとして経理処理いただくことを想定しています。

②特許権等の権利について

乙(であるコンソーシアム)は、法人格を持たないため、権利を保有することができません。

なお、委託契約書に基づく甲(国である技術会議事務局長)への報告、事前協議等の手続きは乙(実際には、コンソーシアムの規約により乙の代表機関)が行うことを想定しています。

③収益納付(実用技術開発事業のみ)

乙が、甲に収益状況報告書を提出する際には、乙の構成員の収益状況を取りまとめた上で、甲に提出することとしました。(従前の委託契約書では特約条項で規定していたが、本文に盛り込むこととしたもの。)

実際に収益の納付を行う際には、乙の構成員が直接甲に納付することを前提に修正しました。

④物品管理

物品の善管義務は、実態を考慮し、委託事業期間中その所有権を有する乙の構成員に義務づけることとしました。

なお、返還を要する場合には、乙を通じて乙の構成員に返還させる手続きを行うこととしています。

(2) 別紙

①別紙様式第1号（委託事業計画書）

プロジェクト研究の委託契約書については、「再委託事業計画」を「構成員の事業計画」に修正しました。

実用技術開発事業の委託契約書については、「試験研究調査委託事業計画」を「構成員の事業計画」に修正しました。

②別紙様式第6号（確約書）

特許権等の権利は、乙ではなく、乙の構成員が保有することを前提としていることを考慮して修正しました。

Q 4. コンソーシアムの設立要件は何か。団体としての登記、出資等は必要となるのか。
--

A 4. コンソーシアムは、次のような方法により設立していただくこととしています。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が協定書を交わす方法（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法（共同研究方式）

規約方式によるコンソーシアムは、①民法第667条の組合契約（後述）として位置づけられるものであり、構成員が（労務）出資して共同で委託事業を実施すること、②委託契約書及びコンソーシアムの規約、規程等を遵守することについて、構成員それぞれが、参加契約書への記名押印、あるいは、同意書の提出により合意（同意）することにより成立します。

協定書方式によるコンソーシアムは、共同で委託事業を実施すること、委託契約書及び協定書に規定した内容を遵守すること等について、構成員それぞれが協定書に記名押印することにより成立します。

共同研究方式による場合は、共同で委託事業を実施すること、委託契約書に規定した内容を遵守すること等について、コンソーシアムの代表機関の共同研究規程等に基づく共同研究契約書に構成員が記名押印し、契約締結することで成立します。

なお、コンソーシアムと農林水産省との契約に相当の日数を要するものでなければ（例えば、連名契約のようにコンソーシアムを構成する全ての機関及び農林水産省の記名押印が必要な契約）、上段3つの方法以外でもコンソーシアムの設立は可能です。ここでご紹介している以外の新たな設立方法のご提案がありましたら農林水産技術会議事務局の担当窓口にご相談ください。

Q 5. 新規課題の応募に当たっては、コンソーシアムの代表機関が e-Rad の ID を取得して、応募するのでしょうか。

A 5. 応募いただく際には、従前どおり、研究グループの中核機関が e-Rad により応募いただくこととなります。従いまして、設立予定のコンソーシアムとして ID を取得していただく必要はありません。

なお、コンソーシアムについては、採択後速やかに設立していただくこととしており、その際に応募いただいた中核機関が代表機関となることを想定しておりますが、構成員の合意により他の構成員が代表機関となることも可能です。

Q 6. コンソーシアムを設立した場合は、法人登記は必要となるのか。

A 6. 規約方式、協定書方式、あるいは共同研究方式のいずれの方式の場合も、その構成員が権利義務を持つ独立した存在であり、委託契約書で示す事業の目的を共同で達成するために必要な限度で規約等の締結（民法第 667 条の組合契約の締結）をしていただくことにより、団体性を取得しているにすぎません。そのため、コンソーシアム自体は法人格を持たない団体であり、法人登記は必要ありません。

Q 7. コンソーシアムを設立する場合、出資を必要とするのか。

A 7. コンソーシアムは、それ自体が事業を実施するのではなく、コンソーシアムの構成員であるそれぞれの研究機関が、コンソーシアムの代表機関と農林水産省が締結した委託契約書に記載されている「構成員の事業計画」に基づき事業を実施していただくものですので、このような団体は、「権利能力なき社団」ではなく、「民法上の組合契約」に当たります。

民法上の組合契約の場合は、民法第 667 条第 1 項において、「各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する。」とされており、出資を必要としますが、民法第 667 条第 2 項において「出資は、労務をその目的とすることができる。」とあることから、構成員の事業計画に基づき、それぞれの業務を内容とする労務を提供することにより出資する（している）こととなります。

したがって、コンソーシアムを設立する場合、現金又は現物での出資は不要です。

民法（抄）

〔組合契約〕

第 667 条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 出資は、労務をその目的とすることができる

（参考文献：「現代 契約書式要覧 契約法研究会編」（新日本法規出版））

第五編 団体結成のための契約

第一章

第一 序説

三 組合の法律的性質

民法の組合は、一種の団体であるが、その団体組織は構成員（組合員）相互の間の権利義務として構成されているので、ある意味で契約的色彩を持ち、この点において社団と対立する。すなわち、社団は、対外関係において、全一体として現われ、その構成分子たる個人が独立の存在を失っているに反し、組合は構成分子たる個人がなお独立の存在を有し、ただ共同目的を達成するために必要な限度で統制され、そこに団体性を取得するにすぎない。

第二 組合の成立

一 組合契約の意義

組合契約は、「各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する」（民 667 条 1 項）によって成立する。この合意によって創設される共同事業のための団体が組合である。

三 組合契約の成立

（二） 各当事者が出資をして共同の事業を営むことについての合意が必要である。

2 すべての当事者（組合員全部）が出資する義務を負わなければならない。-中略-
ただし、この場合の「出資」は極めて広い観念である。金銭はもとより金銭以外の物、

地上権、永小作権、知的財産権、債権、労務（民 667 条 2 項）、製造技術、信用などでもよく、財産的価値あるものはすべて出資の目的となりうる。

四 組合員の法的地位

(一) 組合の運営に参加する権利

社団にあつては総会を通じて団体の運営に参加することができるにすぎないのに反し、組合にあつては、各組合員が直接これに参加する。

- 3 外部に対して組合（すべての組合）を代理する権限を有する。もつとも、この権限を一部の組合員にまかせることができる。

(二) 組合財産の上の合有権

組合財産が、一方では、各組合員に直接に帰属するものとされながら、他方では組合の目的を達成するための手段として独自性を有し一個の目的財産を構成するとされることから生ずる組合特有の現象。

第三 組合の業務執行

二 対外関係（組合代表）

(一) 組合は法人格をもたず、その権利義務は原則として、全組合員に帰属する。

(三) 組合契約で一部の組合員を業務執行組合員とした場合

- 1 業務執行組合員は、原則として、組合目的の遂行に必要な範囲で、組合のために一切の行為をする代理権を有する。

- 3 業務執行組合員が代理行為をする場合には、本人、すなわち全組合員の名においてしなければならない。しかし、全組合員の氏名を示す必要はなく、何々組合代表者 業務執行者、理事などの肩書でよい。

Q 8. 独立行政法人はその根拠法で、国立大学法人は国立大学法人法において業務の範囲がそれぞれ規定されているが、民法上の組合契約を行う上で、労務提供とはいえ、出資を行うことは可能か。

A 8. 本件について、総務省及び文部科学省に確認したところ、「従来から独立行政法人、又は、国立大学法人において、委託事業、又は、共同研究を実施している。それらは個別法、又は、国立大学法人法における業務の範囲と判断して実施しているものであることから、今回の方式（コンソーシアムに加入し、一構成員として委託事業を実施すること）による場合も同様の判断として問題ない。また、今回の方式を採用すること自体は、独立行政法人の設立の際の趣旨に反して『国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張する』ものではない、と判断されることから、通則法に違反しているものではない。したがって、農林水産省からの委託事業を実施することは、独立行政法人及び国立大学法人それぞれの業務の範囲であり、業務の範囲内で出資を行うことは問題ない。」という旨の返答をいただいております。

Q 9. 法人格を持たないコンソーシアムが、農林水産省と契約を締結することは可能なのか。

A 9. コンソーシアムは、法人格を持たないため、農林水産省との契約締結に当たっては、コンソーシアムを構成する構成員の中から代表機関を決めていただき、当該代表機関である法人等（独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人、民間企業等（このQ & Aにおいて以下同じ。））と契約締結することとなります。

Q 10. コンソーシアムの代表機関として農林水産省と契約する際、契約当事者の名称は、どのように記載することとなるのか。

A 10. 委託事業と契約当事者との関係が一目で分かるように、代表機関の法人名に加え、コンソーシアムの名称を付していただくのが望ましいところですが、法人等の規程等により困難な場合は、契約しようとする委託事業を実施するコンソーシアムの代表機関であることを、契約に当たって農林水産省に提出いただくコンソーシアムの規約、協定書等において明示いただくことにより、代表機関である法人名等の名称のみで契約を行うことも認めています。

例1 コンソーシアムの名称を付す場合

名称 ○○○○コンソーシアム
代表機関 国立大学法人○○大学 学長 ○○ ○○

例2 コンソーシアムの名称を付さない場合

名称 国立大学法人○○大学 学長 ○○ ○○

Q 11. コンソーシアムを設置し運営することは、新規に会社を設立し運営することと同様の時間を必要とするのではないか。また、本研究を円滑に進展させるためには、関係機関における組織体制・運営・各種規則を把握しながら、新たにコンソーシアム設立のための組織体制・運営・各種規則の整備を必要とすることから、その整備に膨大な時間を費やすこととならないか。

A 11. コンソーシアムは、委託事業を実施する研究機関で構成された研究グループが、農林水産省と契約を締結するために設立していただく団体であり、委託事業の目的達成に当たっては、構成員が、それぞれの技術、科学的知見等を活かす

ため自主性を尊重しつつ共同研究を実施していただくこととしています。

また、構成員には、委託契約書において定められた構成員の事業計画に基づく業務について、経費執行も含め責任を持って実施していただくことを想定しており、その際には、委託契約書、応募要領及び農林水産省のホームページで公表しております「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」※1、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※2及びコンソーシアムの取決めに従って委託事業を実施していただきます。（なお、事務処理上の根拠規程については、各構成員の規程に基づいて実施していただくこととなります。）

※1 http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_01.pdf をご参照ください。

※2 http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_02.pdf をご参照ください。

このように基本的には、各構成員が自己責任の下に実施していただくことを想定しておりますが、委託事業を実施していただくに当たっては、委託契約書の規定及びコンソーシアム設立のための規約、協定書等において、構成員の権利の保護、義務の履行、秘密保持等の遵守を規定し、さらに、委託事業実施計画においてそれぞれが分担して実施することとなる業務を規定していただく必要があります。

以上のように、ご懸念のとおり、コンソーシアム設立の初年度においては従来以上に時間を要することがあると思われませんが、逆に、2年目以降については、従前のように再委託契約を締結する必要がないことから事務の軽減が図られるため、従来よりも速やかに事業に着手できることとなります。

Q 1 2. コンソーシアムの規約のひな形によれば、構成員は独法、大学、都道府県等の機関となっているが、構成員の代表者は、機関の長でなければならないか。（コンソーシアムの総会運営にあたって、各機関の長を出席させることは実質上不可能と考えられるため。）

A 1 2. コンソーシアム契約等を締結する者は、構成員の長などしかるべき者でお願いしたいと思いますが、法人等の委任規程により権限が委任されている場合は、当該委任を受けた者が構成員を代表してコンソーシアムに参加しても構いません。

また、コンソーシアムの総会等の出席についても、構成員を代表してコンソーシアムに参加する者から委任された他の職員や従業員（代理人）でも構いません。

Q 1 3. コンソーシアムとして約款は必要か。

A 1 3. 委託契約書の規定の遵守、コンソーシアムの目的、コンソーシアムを構成する構成員（各研究機関）間で遵守すべき事項（権利の保護、義務の履行、秘密保持等）などを規約で規定する必要がありますので、何らかの取決めが必要となります。

また、委託事業の執行は、事業を分担する構成員（各研究機関）の取決めに基づいて実施していただくこととなるため、同取決めの中で、構成員間の事務処理等の手続きについて定めておく必要があると考えます。

なお、それらの規約、規程のひな形については、「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」（平成22年10月農林水産技術会議事務局）の別紙1（規約ひな形）、別紙2（協定書ひな形）を参照してください。

Q 1 4. 新方式では委託事業ごとにコンソーシアムを設置するため、各コンソーシアムごとに諸規程が異なる可能性があり、事務的に対応ができない。

A 1 4. 基本的には、委託事業の実施については、コンソーシアムを構成する構成員である法人等の規程に基づき実施していただくことを想定しておりますので、各法人等において参加するコンソーシアムごとに諸規程が異なるため不都合が生じるということは想定しておりません。

なお、コンソーシアムにおける規約、規程等については、委託契約書に基づき、事業を実施すること及び構成員相互の権利の保護、義務の履行、秘密保持について遵守していただくことを規定していただくこととしており、規程の文面等が多少異なることはあっても諸規程の趣旨が異なることはないものと思われま

Q 1 5. 代表機関になった場合、コンソーシアムを運営することで委託事業にとって無駄な経費が生じるのではないか。

A 1 5. コンソーシアムの代表機関としての業務は、従前の契約方法の場合の中核機関の業務と同様と考えますので、従前の契約方式以上に経費がかかることは想定しておりません。

なお、必要に応じて、研究グループ内で当該委託事業の遂行上必要となる共通的な直接経費（推進会議開催経費等）、あるいは、共通的な一般管理費（事務的経費等）（ただし、いずれも契約期間内に限る。）を構成員全員の同意に基づき、委託契約書の収支予算により定めたそれぞれの限度内において、例えば、代表機関に一括して計上し執行いただく、あるいは、構成員において按分して負担いただくなどの方法を採用していただくことは可能です。

Q 1 6. コンソーシアムの業務を行うことは、兼業に当たるのではないか。

A 1 6. 委託事業は、コンソーシアムと農林水産省との委託契約により実施していただくこととなりますが、当該委託事業は、コンソーシアム自体が実施するのではなく、コンソーシアムを構成する法人等として、構成員の事業計画により決められた事業を分担して実施していただくこととしております。代表機関についても、構成員の代表として業務を行っていただくこととしております。

このことにつき、独立行政法人及び国立大学法人については、総務省及び文部科学省に確認したところ、「コンソーシアムに参加して委託事業を行うことは、それぞれの法人の業務の範囲である」との判断をいただいております。「兼業には当たらない」との判断もいただいております。また、地方公共団体についても、関係の県から総務省に「コンソーシアムに参加しての委託事業の実施の可否」について確認いただいたところ、「手続き的には問題ない。」との回答を得ているところです。

以上のように、法令上は、各法人が委託事業を行うことは兼業に当たらないとされているため、各法人の職員や従業員が委託事業に係る業務を行っても兼業には当たりません。

しかしながら、職員や従業員個人について、それぞれの法人の規程との関係において、当該委託事業の全部が兼業である、あるいは、研究機関間で分担して実施する業務は兼業に当たらないものの代表機関としてコンソーシアム名による業務を行わざるを得ない業務（農林水産省との契約書締結、実績報告書作成、提出など）は兼業に当たる、と判断される場合には、恐れ入りますが、「農林水産省との契約に基づく委託研究事業を実施する」ことを前提に、当該事業に従事することの許可を雇用者から取っていただけますようお願いいたします。

Q 17. 資金管理口座の開設、資金管理、資金の流れの一例を教えてください。

A 17. これらについては、下記の例を想定しています。

【例1】法人等の既存の管理口座を利用する方法

コンソーシアム名（仮称） 高品質化冬作物作出基盤技術開発コンソーシアム
代表機関 国立大学法人〇〇大学農学部

①法人等の管理口座を利用し、農林水産省から当該口座に振込み。

管理口座名義（法人等の管理口座）

国立大学法人〇〇大学農学部長 〇〇 〇〇

②コンソーシアム内の構成員の協議を踏まえ、コンソーシアムの運営、コンソーシアム全体の活動（推進会議等）の必要経費を代表機関が執行することとし、当該代表機関が行う委託研究業務の予算額とともに当該管理口座に必要な経費を留保。代表機関以外の構成員分については、委託契約書の構成員の事業計画に基づき、研究費限度額（限度額に満たない場合は、決算額）を代表機関から構成員へ支払い。

③構成員（代表機関を含む。）は、委託事業実施計画に基づき、法人等との規程、コンプライアンス等に従い事業を実施。

④構成員（代表機関を含む。）それぞれにおいて収支決算の後、代表機関以外の構成員は代表機関に実績報告書（収支決算（経費整理簿及び裏付け資料を含む。）、成果の概要）を提出。

⑤代表機関は、構成員（代表機関を含む。）の収支決算報告を集計し、コンソーシアムとしての収支決算を作成し、農林水産省に実績報告書を提出。

⑥構成員は、委託事業に係る収支を法人の収支決算として財務諸表等に反映。

※代表機関は、構成員分について、全額収入（歳入）として計上するか、「通過金」、又は、「預り金」処理を行うかについては、法人等の規程に従うとともに、監査法人（公認会計士）にもご確認ください。

【例2】コンソーシアム名と同じ管理口座を新たに開設する方法

コンソーシアム名（仮称） 高品質化冬作物作出基盤技術開発コンソーシアム
代表機関 国立大学法人〇〇大学農学部

- ①コンソーシアムの管理口座を開設し、農林水産省から当該口座に振り込む。
管理口座名義（契約者及び管理口座名義が同一）
高品質化冬作物作出基盤技術開発コンソーシアム
代表執行組合員 国立大学法人〇〇大学農学部長 〇〇 〇〇

※ なお、この場合、本管理口座については、科学研究費補助金等と同様に、代表機関である大学が管理するものとし、構成員への振込みの際には、管理口座名義での振込み、あるいは、国との委託契約に基づく資金交付であることを明記した上で、大学名での振込みとする。

- ②以降については、【例1】と同じ。

Q18. 再委託契約ではなく、グループ構成員（各研究機関）相互の内部取引扱いにするとのことですが、内部取引とはどのような手続きのことでしょうか。たとえば、中核研究機関に会計処理全般を集中させる集中方式ということでしょうか。それとも、各構成員に研究費を配分し、会計処理させる分散方式ということでしょうか。

A18. 資金の流れは従来の委託・再委託契約方式であって中核機関から再委託先である共同研究機関に対して資金交付していた場合と同様に、基本的には、コンソーシアムの代表機関から構成員に資金交付していただくことを想定しております。その際のその資金の流れをコンソーシアムとしてみると、コンソーシアム内部の構成員への資金交付と考えられることから、当方のご説明する際には「内部取引」、「内部資金配分」と称しています。また、代表機関において会計処理全般を集中的に行う方法は考えておらず、構成員に研究費を配分し、会計処理させる分散方式を想定しております。

Q19. 経理関係の事務処理を一括してコンソーシアムの代表機関が行うこととした場合、事務負担が大きいほか、事業を実施する者が別組織にいる場合や、物品が分散している場合など、会計検査への対応にも苦慮すると考えられる。

A19. コンソーシアムの代表機関が全ての経理関係の事務処理を行うことは想定しておりません。経理処理については、構成員である各法人等の規程、コンソーシアムの規約等に基づき、委託事業事務処理マニュアルを参考にさせていただきますながら各法人等自らに事務処理を行っていただきます。したがって、構成員の証拠書類等の整備・保管、物品管理は、各構成員に責任を持って実行していただきます。

代表機関には、一構成員としての事務処理の他、コンソーシアムの代表機関として、コンソーシアムの収支決算を行うために、可能な範囲において各構成員の

経費執行の確認、実績報告書の検査等を実施していただきます。さらに、契約期間中、可能な範囲において構成員に対する委託調査を実施していただくことも必要と考えています。

これらの構成員としての業務、代表機関としての業務は、従前の契約方式の場合と同様であり、会計検査への対応も含め、代表機関においてこれまで以上の対応を求めるものではありません。

Q20. 従来、再委託契約に基づいて中核機関から再委託先にお金を振り込んでいましたが、コンソーシアムとの契約方式では、コンソーシアムの構成員ということ根拠にコンソーシアムからお金をいただくことになると思います。

経理上は、県の方からコンソーシアムの代表機関宛に納入通知書により振り込んでもらう形になると思いますが、何を根拠に請求できるかということが、問題となります。

コンソーシアムの規約と国と代表機関との契約書をもって、県から代表機関に対して請求が可能なのでしょうか。

A20. まず、資金の流れについては、二通りあると考えております。

一つは、コンソーシアムの代表機関の管理口座を利用し、代表機関から（代表機関名で）構成員に交付する方法。

もう一つは、コンソーシアムの管理口座を新たに開設し、当該口座から構成員に交付する方法です。

前者の場合は、コンソーシアムの代表機関である法人等宛に請求書（納入通知書）を提出し、代表機関である法人等の名称により資金交付（資金受領）することを想定しています。

後者の場合は、コンソーシアムの代表機関宛に請求書（納入通知書）を提出し、コンソーシアムの代表機関名で資金交付（資金受領）することを想定しています。

「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」別紙1コンソーシアムの規約のひな形「〇〇研究開発コンソーシアム規約」において、「構成員は、コンソーシアムの代表機関から、本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分の実施に必要な経費の分配を受けるものとする。」と規定し、「〇〇研究開発コンソーシアム会計処理規程」において、「出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、経理責任者の承認を得て行うものとする。」としております。

このように、委託事業実施に当たっての資金請求、資金交付については、規約方式の場合で言えば、委託契約書の規定及びコンソーシアムの規約、規程について構成員である法人等が同意する旨の「参加契約書」、「同意書」、「総会において同意した旨を証明する議事録への記名押印」などの方法で同意することを明示することで可能と考えております。

Q 2 1. 『コンソーシアムから県の口座への送金』となるとどの契約書に基づく委託費か判別がつかない、という理由から、県から契約書もしくは協定書に基づく金額を、『請求』という形で、県での見分けのつきやすい『納入通知書』をコンソーシアムに送ることにより委託費を頂くことは可能か。

A 2 1. コンソーシアムから県の口座への送金については、コンソーシアム名とすることもできますが、コンソーシアムの代表である法人名等で行うことも想定しております。

コンソーシアム内の構成員への資金交付、コンソーシアムの代表機関への請求に際してはそれぞれの研究機関の規程等に基づき行っていただいて構いませんので、契約書もしくは協定書に基づき、県からコンソーシアムへの請求として納入通知書を送付する方法でも構いません。

Q 2 2. 現在は、県の会計規則に基づき、「伺い→決裁→注文→納品、検査→支払」が行われています。新しい方式の場合、こういった流れはどうなる（どこが、どう担当するのか？）のでしょうか？

現在の県の方式では証拠書類が県に残りますが、代表機関である法人等に事務を一元化する場合、県には何も証拠書類が残らないこととなりますので、少し不安になることと、かえってお金の流れが不明確になるのでは？という心配があります。また、間違いが起りやすいのではないかと考えます。

A 2 2. コンソーシアムの代表機関である法人等で委託事業全ての経理、出納を行っていただくことや証拠書類を保管していただくことは想定しておりません。

あくまで、コンソーシアムの構成員である法人等（府県を含む。）がそれぞれの法人等の規程に基づいて経費を執行し、当該証拠書類については、経費執行した法人等で保管していただくことを想定しています。

なお、コンソーシアムとして収支決算を行う際に、コンソーシアムの構成員である法人等において、（あらかじめエクセルなどで様式を統一した上で）決算結果を示す帳簿をコンソーシアムの代表機関に提出していただき、コンソーシアムの代表機関においてそれらを集計したものを実績報告書に記載して提出いただくなど、過度な負担とならない方法により事務処理を行ってください。

Q 2 3. 本学事務で責任を持って事務を行う場合、本学の会計規程等に基づいて執行していくこととなりますが、本学が所有する資金の発注権限は他機関の研究者に対して与えることはできません。本学が窓口になって発注することとなった場合、事務量は一段と増加するのでその点も考慮の上、本経費の要綱等の整備や間接経費の措置をお願いします。

A 2 3. 会計処理は、従来中核機関及び共同研究機関が行っていた場合と同様に、各研究機関の規程に基づき各研究機関の責任において執行していただくことを

想定しております。従いまして、従来とは異なる形で代表機関に事務が集中すること、それに伴って間接経費を措置することは想定しておりません。

なお、必要に応じて、コンソーシアム内で当該委託事業遂行上必要な共通的一般管理費（ただし、契約期間内に限る。）を構成員全員の同意に基づいて、委託契約書に規定する一般管理費の範囲内において貴大学が代表機関として執行いただくことは可能です。

Q 2 4. 総合科学技術会議において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日付け）の共通的な指針が示され、本学においても「競争的資金等の不正使用防止等に関する規程」等を策定しているが、本件についても同規程に準拠したものを策定することになるかと存じますが、経理事務を行うためには、不慮の事態を想定し、各々の機関に会計責任者（検査職員）を置く等の措置を講じる必要があり、会計事務職員が全ての関係機関の検収行為を行うことは不可能です。

A 2 4. 構成員（代表機関を含む。）における経費執行は、構成員である法人等の規程等に基づき、それぞれの法人等に責任を持って執行していただくことを想定しております。これらについて、コンソーシアムの代表機関が全構成員の全ての経理事務を逐一検査することは難しいと思いますが、代表機関の計画に基づき、構成員に対する経理調査を行っていただく必要があります。

従前の委託・再委託契約方式の場合も中核機関が再委託先である共同研究機関の経費執行について検査し、額の確定を行い、農林水産省に報告いただいておりますが、コンソーシアムの代表機関もそれと同様に、構成員が実施した業務に係る経費について、検査を行うことについては何ら変わるものではありません。

なお、農林水産省においても「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月農林水産省）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月農林水産省）を策定しておりますので、これらの遵守も合わせてお願いいたします。（なお、これらの本文は当省ホームページでご覧いただけます。
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>）

Q 2 5. 経費処理については、委託事業事務処理マニュアルに基づき執行することとなると思うが、各機関の会計規程等で対応することはできないか。

A 2 5. 委託事業事務処理マニュアルに沿った経理を行っていただくことが前提ですので、各機関の会計規程等が委託事業事務処理マニュアルを含むものであれば、それらで対応していただいても構いません。しかしながら、各機関の会計規程が委託事業事務処理マニュアルと異なる場合には、委託事業事務処理マニュアルに沿った経理を行っていただく必要があります。なお、委託事業事務処理マニ

マニュアルに記載されていない事項につきましては、各法人の会計規程等で対応していただくこととなります。

Q 2 6. ○○研究開発コンソーシアム規約ひな形には「コンソーシアムの事務に要する経費は、○○事業に係る委託費（構成員からの負担金）をもって充てる。」とあるが、委託費から支出できる根拠は何か。また、委託費のどの経費から支出することになるのか。設立総会の経費も対象となるのか。

A 2 6. 「コンソーシアムの事務に要する経費」とは、コンソーシアムとして最低限の入出金業務、収支決算書等の作成などに要する経費等の事務的経費、推進会議等を開催するための経費、構成員の経費執行に係る経理調査等に要する経費等を想定しております。

なお、推進会議等の開催に要する経費については、直接経費の諸謝金、委員等旅費、会場借料等として、他方、単なる事務的経費、経理調査旅費は、一般管理費として支出することを想定しております。

また、国とコンソーシアムとの契約は、設立後のコンソーシアムの代表機関と行うこととなるため、コンソーシアム設立前に行う設立総会の費用は委託契約締結前となり、委託費から支出することはできません。

Q 2 7. 各機関の間接経費の取扱いは、従来と変わるのでしょうか。コンソーシアムの間接経費に関して、構成員からの持ち出しはあるのでしょうか。間接経費の構成員個々の実績報告は、どうなるのでしょうか。

A 2 7. 間接経費の取扱いは、そもそも「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）により定められておりますので、契約方式が変更になっても変わりません。コンソーシアム内における各構成員への配分も基本的には変わらないものと考えております。

間接経費については、コンソーシアムの共通経費として構成員から持ち出すことは想定しておりませんが、例えば、構成員の経費執行に係る経理調査に要する経費等について、全構成員の同意が得られれば、一定の按分により拠出することは可能です。

なお、間接経費の実績報告については、各構成員がそれぞれ執行した内容に基づき作成し、代表機関に送付いただき、代表機関が取りまとめた上で、農林水産省に提出していただきます。

Q 2 8. 契約書が一本のため、委託事業に係る経費執行については、総枠でしか縛られないと思いますが、各構成員の研究費の執行管理はコンソーシアムの規約に従って行うのでしょうか。

A 28. 委託契約書において、「構成員の事業計画」として各構成員が分担して実施する事業内容及び研究費の限度額を規定しておりますので、各構成員の研究費の執行管理は、この計画の範囲内で各構成員の責任において執行していただくことを想定しております。

なお、契約自体は、予算額総額での契約となりますので、構成員全員の同意に基づいて委託事業計画の変更申請を提出いただければ、「構成員の事業計画」の変更は可能であり、研究の進捗状況に合わせて柔軟な対応をしていただけることとなります。

Q 29. ○○研究開発コンソーシアム会計処理規程ひな形において、コンソーシアムとしての出納責任者や経理責任者を置くこととしているが、支出の妥当性の判断は、それぞれの構成員の組織的な判断によることが合理的であり、「アテ職」的な責任者では、事実確認も困難が予想され、目が行き届かないことによる不適切な支出を招くことにもなりかねない。

A 29. コンソーシアムに設置する出納責任者及び経理責任者は、コンソーシアムの経理処理についてその責任を負うこととなります。コンソーシアムの経理処理としては、農林水産省への資金請求、農林水産省からの資金受領、構成員からの資金請求書の受領、構成員への資金交付、コンソーシアムの収支決算等を行っていただきますが、これら責任者が構成員における取引に直接関与することはなく、構成員における支出の妥当性については、ご意見の通り構成員の規定に基づく組織的な判断により行っていただきます。

これらを前提として、コンソーシアムとしては、コンソーシアムを構成する構成員が責任を持って各々の収支決算を行い、その内容を代表機関が検査・確認し、コンソーシアムの収支決算として集計し、農林水産省に実績報告書を提出していただくこととなります。

Q 30. コンソーシアムの活動にあたっては、コンソーシアムの中核機関が中心となって業務を遂行することを想定されていると思いますが、コンソーシアムの中では、中核機関も共同研究機関も構成員であり、コンソーシアムの規約、規程のひな形で規定されている、代表機関、事務処理責任者、口座の管理などについて、一構成員である研究機関が担当することは問題ないか。

A 30. ご意見のとおり、コンソーシアム内の役割分担は、コンソーシアムを構成する構成員相互の同意により決めていただいで構いません。

例えば、中核機関とは別に代表機関を設置し、中核機関は、委託研究課題の進行管理、成果の取りまとめ、コンソーシアムにおける研究費の適正な執行管理、特許等の取得を促すことなどの業務を担い、代表機関は、農林水産省との委託契約の締結及びそれに伴う契約、資金管理等の事務的な業務を担うこととする

は可能です。その際には、中核機関と代表機関との間で緊密な関係を構築していただき、事業実施に支障が生じないようにご留意いただくとともに、農林水産省との委託契約に基づく報告、協議等については、契約締結者である代表機関が実施することを徹底してください。

Q 3 1. 備品の継続使用については、従来どおりの手続きが可能のようにしていただきたい。

A 3 1. 残余財産の取扱いについては、〇〇研究開発コンソーシアム規約ひな形において「技会事務局長と協議の上決定するものとする。」としております。実務的には、備品の継続使用については、「委託事業事務処理マニュアル」に記載のとおり、従来どおりの手続きが可能であり、同種の事業で引き続き使用する際には、「物品継続使用申請書」を提出いただくこととなります。

Q 3 2. コンソーシアムは、契約書の規定からすると、少なくとも契約期間終了後5年間は存続していなければならないこととなるが、通常、設置の目的は契約期間終了とともに達成されるべきことから、その時点でコンソーシアムが解散し、実体が伴わないこととなり物品管理が適切に行われなことが懸念されるが、どのように対応すべきか。

A 3 2. コンソーシアムは、契約期間終了後に引き続いて存続する必要はありませんが、物品管理につきましては、これまで中核機関及び共同研究機関が管理していただいていたことと同様に、委託事業終了後引き続き同種の事業で使用する場合には、物品の継続使用の許可を取っていただいた後、所有権を有する構成員において事業終了後も管理していただきます。

また、物品の返還等残余財産の取扱いに係る手続きにつきましては、これまで中核機関を通じて行っていただいていたが、今後も規約ひな形の規定にありますように、代表機関、あるいは、代表機関が指定する者において引き続き行っていただくことを想定しております。

Q 3 3. コンソーシアムは課税対象となるのか。

A 3 3. コンソーシアムは、民法第667条に規定されている組合を想定しています。この場合、コンソーシアムについては、パススルー課税が適用され、コンソーシアムではなく構成員である法人等にのみ課税されることとなります。なお、委託事業に係る租税公課については、消費税等相当額に計上いただくこととなります。

Q 3 4. コンソーシアムに法人住民税は課税されないのでしょうか。

A 3 4. 民法上の組合につきましては、原則として法人地方税（均等割額）は課税されません。これは、地方税法第24条（道府県民税の納税義務者等）第6項において、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（以下道府県民税について「人格のない社団」という）は、法人とみなして、この節の規定を適用する」（一部省略）とされていますが、設立いただくコンソーシアムは、法人税と同じく地方税についても、人格のない社団ではなく、民法上の組合契約に基づく組合として扱われるため、これに該当しませんので、地方税の課税はありません。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（総税都第16号平成22年4月1日）の第二章第一節三（四）において「民法667条の規定による組合は、当該組合の組合員である法人に対して、事務所又は事業所所在の道府県において道府県民税を課するものであること。（後略）」とあり、組合に対する課税が行われないことが示されております。

これは、法人市民税や事業所税についても同様であり、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（総税市第16号平成22年4月1日）において、そのことが示されております。

Q 3 5. 事業計画書にコンソーシアムを構成する構成員のそれぞれの事業内容を明記しても、契約全体の責任はコンソーシアムにあり、構成員の一がその担当する事業内容を適切に履行しなかった場合、その責任をコンソーシアムとして取らなければならない、他の構成員が不合理なリスクを負うことになり、場合によっては、問題が生じたときに、コンソーシアムの解散や構成員の脱退という事態も懸念され、責任の所在が不明確となるおそれがあると思われる。

A 3 5. ご指摘のような問題が生じる可能性はないとは言えませんが、コンソーシアムとして事業を行っていただくわけではなく、委託契約書の事業計画に基づき、構成員が「構成員の事業計画」において、それぞれの役割・分担を明確にし、各自責任を持って実行していただくことを想定しております。また、コンソーシアムの規約の中で、「構成員の一がその担当する事業内容を適切に履行しなかった場合は、当該構成員がその責務を負うこととする。」と規定することも考えられます。

なお、これまでにおいても、研究の進捗状況、今後の見通しなどについて、推進会議、運営委員会で検討、審査し、場合によっては、次年度以降当該実施課題を行わないこととし、その課題を実施していた研究機関を再委託先から除外することもありましたので、農林水産省としてもそれぞれの研究の進捗状況等について管理することとしています。

なお、23 年度新規公募に当たっては、企画提案書において、研究グループとして参画する研究機関の参画理由（必要性）を明記していただき、当該内容についてもプロジェクト等の審査委員会で審査いただくことを検討しております。

Q 3 6. コンソーシアムの構成員が契約上の事故を起こした場合に、コンソーシアムの代表機関が責任を全て負わされる危険性はないか。

A 3 6. 構成員は、コンソーシアムに加入する際には、コンソーシアムの規約、あるいは、協定書等の取決めを遵守していただくことに同意していただくことを求めています。コンソーシアムの規約ひな形において、「構成員が、本研究事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってコンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定していますように、コンソーシアムの全責任をコンソーシアムの代表機関に負っていただくことは想定しておりません。

コンソーシアムの規約、協定書を策定される場合には、同様の内容を盛り込んでいただき、構成員の同意を得ることが必要と考えます。

Q 3 7. コンソーシアムの代表機関の職員や従業員以外の研究者（今までは再委託先に所属する研究者）が不正経理をした際に、コンソーシアム事務が存在する代表機関に対して経費返還の請求があると思うのですが、代表機関は誰に対してその経費の請求をすべきなのでしょうか。

A 3 7. コンソーシアムの代表機関の職員や従業員以外、すなわち他の構成員に所属する研究者が不正経理をした際においても、当省からは契約相手方であるコンソーシアムの代表機関に請求するという形をとることとなりますが、経費の返還義務は不正経理をした研究者にありますので、代表機関がさらに当該研究者が所属する構成員である法人等に返還請求を行うこととなります。

Q 3 8. 私たち経理事務職員がすべきことは、研究者の経理事務の負担を軽減し、研究に専念していただくことと、不正経理が発生し、研究者の研究生命が絶たれることの無いように導いていくことだと思っております。代表機関としては、他の構成員の研究者に対しても経理的指導を行うものと思われませんが、限界がありますので、不正経理等がおきやすいのではないかと危惧しております。

また、他の構成員に対する会計実地検査の際の対応についても危惧しております。

A 3 8. コンソーシアムの代表機関から他の構成員の研究者に対して経理的指導を行っていただくこと、また、会計検査院の会計実地検査に際して、これまで中核

機関として担っていただいていた以上の事務をお願いすることは想定しておりません。他の構成員の責任は当該構成員において果たしていただくこととしております。

なお、中核機関として、これまでお願いしておりました「額の確定」に係る所要の事務（他機関の帳簿を取り寄せていただき、検査し、額の確定を行っていただく作業）はこれまで同様に行っていただくこととなります。

Q39. 研究開発期間中、あるいは、終了後、知的財産権を含めて法的な問題が生じた場合、コンソーシアムが責任を負うこととなるのか。

A39. 委託契約書（案）の「（特許権等の帰属）」以降に示していますとおり、知財等はその発明等を行った構成員に帰属することとしております。また、〇〇研究開発コンソーシアム知的財産権取扱規程ひな形において「技会事務局長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、これらの者の間で協議し、決定するものとする。」としているとおり、当該知的財産権を保有する構成員相互の協議により持ち分を決めていただくこととしております。

また、構成員が委託契約書に基づき分担する業務及びその経理処理については、それぞれの構成員において責任を負うこととしておりますので、原則としてコンソーシアムが責任を負うことは想定しておりません。